



平成20年(2008年)  
**3/20**  
第1156号

発行：小平市  
編集：企画政策部  
秘書広報課  
〒187-8701  
小平市小川町二丁目  
1333番地  
☎042(341)  
1211(代表)

# 市報 こだいら

人口と世帯数		平成20年3月1日現在
◎住民基本台帳登録数		前月比
男	89,079人	48人減
女	89,443人	132人減
計	178,522人	180人減
世帯数	80,119世帯	76世帯減
◎外国人登録数		4,069人
合計(住民基本台帳登録数+外国人登録数)		182,591人

◇小平市ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp> ◇電子メール [info@city.kodaira.lg.jp](mailto:info@city.kodaira.lg.jp)



**祝・来館者3万人達成**  
平成20年2月15日  
小川町二丁目児童館

**小川町二丁目児童館  
来館者3万人を達成**

小川町二丁目児童館は、平成19年2月2日の開館以来、多くの皆さんに利用され、2月15日(金)に、来館者が3万人に達しました。3万人目の来館者は、小平第十五小学校2年生の窪野安希子さんでした。窪野さんには、児童館から記念品が渡されました。

4月から

## 老人保健制度にかわり 後期高齢者医療制度が はじまります



後期高齢者医療制度は、75歳以上(広域連合が一定以上の障がいがあると認めた方は65歳以上)の方が対象です。現在加入中の国民健康保険や社会保険などから脱退して、後期高齢者医療に移行します。

新しい保険証は3月末までに送付します。なお、病院などの窓口での自己負担割合は1割(現役並み所得者は3割)で変わりません。

問合せ ▶ 3月31日(月)まで…高齢者福祉課医療係  
▶ 4月1日(火)以降…保険年金課後期高齢者医療係  
☎042(346)9538 (電話番号は変わりません)  
※新しい制度・概要については東京都広域連合お問合せセンター☎0570(086)519へ。



**対象者**  
**対象となる時**  
**保険証**

### 老人保健制度 平成20年3月31日まで

**対象者**  
75歳(一定の障がいの認定を受けている方は65歳)以上の方

**対象となる時**  
75歳の誕生日の翌月(誕生日が1日の方はその月)から

**保険証**  
加入する医療保険の保険証 + ②医療受給者証

**高額医療費**  
1か月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、高額医療費として支給されます

**高額介護費**  
介護保険から高額介護サービス費が別に支給されます

**世帯主または加入者本人**  
国民健康保険は世帯ごとに算定された保険料を世帯主が負担  
健康保険組合、共済組合などは、加入者本人が保険料を負担(被扶養者の保険料負担はありません)

**運営**  
区市町村

### 後期高齢者医療制度 平成20年4月1日から

変わりません

75歳の誕生日当日から

後期高齢者医療制度の保険証(1人1枚)

**高額医療費・高額介護費のほかに**  
**高額介護合算療養費**  
年間で医療費と介護費の自己負担額を合算して自己負担限度額を超えた分が支給されます

**被保険者個人**  
所得などに応じて、東京都広域連合が決定した保険料を被保険者全員が納めます。

東京都後期高齢者医療広域連合(東京都内のすべての区市町村が加入して設立)

### 4月から 後期高齢者医療の 窓口は 保険年金課に 変わります

**医療費・介護費が高額になったとき**

**保険料の負担**

**運営**

後期高齢者医療制度が始まることに合わせて、4月から担当窓口の名称を、これまでの高齢者福祉課医療係から「保険年金課後期高齢者医療係」に変更します。場所は、市役所1階で今までと同じです。

これに伴い、現在、高齢者福祉課医療係で取り扱っ

ているサービスの一部を、下表のとおり変更します。今後、後期高齢者医療係の取扱業務は、後期高齢者医療制度(老人保健を含む)に関するものになります。

問合せ ▶ 3月31日(月)まで…高齢者福祉課医療係  
▶ 4月1日(火)以降…保険年金課後期高齢者医療係  
(電話番号は変わりません)

サービス名	4月からの取扱窓口	問合せ
母子健康手帳の交付	健康センター、健康福祉事務センター、東部・西部出張所、動く市役所	健康課 ☎042(346)3700
心身障がい者ガソリン費補助請求書の受付 福祉タクシー利用券の交付	障害者福祉課、東部・西部出張所	障害者福祉課 ☎042(346)9540
ねたきり高齢者おむつ代助成	介護福祉課	介護福祉課(地域支援係) ☎042(346)9539
交通災害共済(ちよこつと共済)	保険年金課	保険年金課(国民年金係) ☎042(346)9531

### 保険料

**保険料の計算**  
保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。

均等割額(37,800円) + 所得割額(所得割率6.56%) = 保険料(限度額50万円)

※所得割額の計算 (給与所得、雑所得(年金等)、配当所得、一時所得などの合計額 - 基礎控除額33万円) × 所得割率6.56%

**保険料の軽減**  
所得の低い世帯の方は、所得水準により、均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額	基準額(世帯の合計所得額)
7割	11,340円	33万円以下
5割	18,900円	(33万円+24万5,000円×被保険者数)以下 ※被保険者である世帯主を除く。
2割	30,240円	(33万円+35万円×被保険者数)以下

### 健康保険組合などの被扶養者だった方

健康保険などの被扶養者で、後期高齢者医療制度に移行する方は、当初2年間は、所得割額がかからず、均等割額が半額になります。さらに、次のような特別対策があります。

- 平成20年4月～9月は保険料が免除されます
- 10月～平成21年3月は、均等割額が9割軽減されます(所得割額は課されません)

### 保険料の納め方

年金が年額18万円以上(特別徴収)…原則、年金から保険料が差し引かれます(年6回)  
年金が年額18万円未満(普通徴収)…納付書や口座振替で個別に納めます(7月以降)  
※詳しくは、市報4月5日号でお知らせします。

### 東京都広域連合の軽減措置

**所得割額の軽減**  
**平成20年度・21年度**  
所得額が55万円までの方は、所得割額が減額されます。

所得額 ※()は年金収入	減額割合
15万円(168万円)まで	全額
20万円(173万円)まで	75%
40万円(193万円)まで	50%
55万円(208万円)まで	25%

※所得額は総所得から33万円を引いた額です。